

JABXXX (案) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1.	有賀 修一	序文		質問	EA-2/15 と同様の文書が ILAC で発行されていないとの事ですがフレキシブルな認定範囲として認定された試験の報告書発行において、ilac-MRA マークの表記に対してはどのような影響があるでしょうか。	左記質問に対して、 ・制限なく使用が可能 ・制限や識別など何かしらの対応が必要（「となる可能性はある」を含む） ・使用不可で JAB 認定シンボル表記のみ可 といった選択肢が考えられました。	序文において、ILAC では EA-2/15 と同様な文書が発行されていない旨記述していますが、正確には ILAC では個々の認定機関がフレキシブルな認定範囲を持つ場合の審査のガイドラインを ILAC G18 で規定し、個々の認定機関がフレキシブルな認定範囲を適用することを認めています。詳細は ILAC G18 の 2.2 項をご覧ください。フレキシブルな認定範囲を適用する場合、幾つか制限を付けざるを得ませんが、これを国際機関の MRA 要求事項として明示しているのは欧州認定協力機構(EA)だけです。上述のとおりフレキシブルな認定範囲を持つことは許されているので、その内容が公平、公正なものであれば個別の認定機関がそのような補足要求事項を持ったとしても ILAC MRA に何ら影響をするものではありません。従って、ご質問の ILAC MRA 複合認定シンボルの使用の選択肢としては「制限なく使用が可能」となります。
2.	有賀修一	序文	5	E	「認定活動」という表記が、認定範囲の活動、又は	「認定活動」を「認定範囲の活動」又は「認定範囲」に変更する。	△文章全体を考え「適合性評価活動の範囲」とします。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					認定を取得するための活動、と別の意味で捉える事ができる表現に思います。		
3.	有賀修一	4.3 6.2	3 2	E	審査の種別に対して、4.3項は「定期審査」としていますが、6.2項は「更新審査」「サーベイランス」としてあります。	定期審査の定義が無いので、4.3項の「定期審査」を「更新審査、サーベイランス」に変更する。	○ 改定案文をご参照ください。
4.	有賀修一	4.7	1	T	「適合性評価活動を新たに追加する力量がないと判断された場合」という取り決めに対して、新たに追加する力量の評価に対する必要性の記載が必要に思います。	新たに追加する力量の評価に対する必要性について追記する。 「認定が授与されたフレキシブルな認定範囲について、 <u>適合性評価活動を新たに追加する必要がある状況において、適合性評価活動を新たに追加する力量がないと判断された場合には・・・</u> 」	○ 改定案文をご参照ください。
5.	有賀修一	5.3	-	T	適合性評価活動のリストの旧版の取扱いに関する取り決めがありません。5.3項にある透明性の提供という観点を考慮した場合、更新審査時に JAB に提出したリスト以降の版の保存を義務付け、必要に応じて開示できる状況が望ましいように思います。 また、更新時に最新版のリストのみを提出すれば良い	5.3項に下記文面を追記するか、別項でリストの保管要求に対して言及する。 「また、CAB は審査時に提出したリスト、及びそれ以降に発行したリストが旧版となる場合には、次回の審査まで該当する旧版のリストを保持しなければならない。」 審査時に、審査間の旧版リストを審査用の資料として提出を要求すること、もしくは最新版のリスト及び審査間に生じたリストの変更履歴の提出を要求することも有効かと思えます。	○ 5.4項及び5.5項として挿入。改定案文をご参照ください。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					とした場合、更新後にリストに追加して、次回更新前にリストから削除するような活動があった場合には、追加分が審査時の評価対象から漏れるおそれがあるように思います。		
6.	有賀修一	5.4 a)	1	E	「フレキシブルな範囲」は認定が抜けていると思います。	「フレキシブルな認定範囲」に変更する。	○ 改定案文をご参照ください。
7.	広瀬英俊	序文	5	E	JABXXX の序文の 5 行目の「自己の裁量により認定活動を拡大や変更」は「認定」⇒「認証」の間違いではないでしょうか		△ コメント 2 を参照のこと。
8.	平塚祝生	3.1	2	T	フレキシブルな認定範囲の定義として「適合性評価機関が方法論及びその他のパラメータに変更を加えることができるように表現された認定範囲」と規定されているが、具体的に認定書にどのように認定範囲が記載されるのかがわからない。	「変更を加えることができるように表現された認定範囲」の「具体的な例」を記載してほしい。	×本文書は、本協会が提供する全ての認定スキームに適用可能であり、適合性評価活動は多様であることから、一例を挙げたところで、それ以外の認定スキーム関係者には理解できないものが多い。今後、個別の認定スキームでフレキシブルな認定範囲を適用する場合に、該当スキームの 200 シリーズ文書で、具体事例を挙げることにする。
9.	平塚祝生	5.1	1	T	主語を「CAB」にすると「フレキシブルな認定範囲の運営」を行わない CAB も 5. の要求事項を求められ	主語を「フレキシブルな認定範囲の運営を行おうとする CAB」に修正する。	× 適用範囲で本文書がフレキシブルな認定範囲を適用する認定スキームに限定することを明記しているので、不要。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					る懸念がある。		
10.	望月康平	3.1	備考	G	フレキシブルな認定範囲の意味がつかみにくいの で、具体的な事例を付記し て頂くことを希望します。	試験所認定で、以前採用されていた「タイプ オブ テスト」又は、 RL355 (P30/70) 附属書 1.1.1 に記載の「ノンルーチンの定性分析及び定量分析」に相当することを記述して頂くと理解しやすいと思います。	× コメント8に対する事務局回答をご参照ください。
11.	望月康平	5.3	2	G	リストの公開については、 CAB 独自の公開のみならず、認定機関での公開の必要と考えます。	認定証への記載、認定機関 HP での開示等 CAB の公開情報の裏付けとなる情報公開を提案します。	△ 本文書へのコメントではないので、本文書では対応しませんが、運用の参考とさせていただきます。
12.	望月康平	5.4 d)		T	CAB が発行する報告書／証明書に認定範囲であることの識別が必要と考えます。	認定シンボルの有無と認定範囲内か否かの判断がより不明確になることを危惧します。フレキシブルな認定範囲での報告書／証明書では、認定シンボルの付与又は認定範囲の結果である無二の明確な表記を機義務付けることを提案します。	△ 「フレキシブルな認定範囲内の適合性評価活動」とします。
13.	中川 武	序文	5	E	認定範囲の内	「認定範囲のうちで」 又は「認定範囲内で」が望ましい	○ 「認定範囲内で」とします。
14.	中川 武	序文	8	E	異なる手法を用いると共に	異なる手法を用いるとともに	○ 改定案文をご参照ください。
15.	中川 武	1.	2	E	(以下、「 CAB 」という)	(以下、「 CAB 」という) JIS 文書では () 内が文章の場合句点「。」をつける流儀である。	○ 改定案文をご参照ください。
16.	中川 武	3.1	2~3	E	表現された認定範囲 備考 フレキシブルな	表現された認定範囲。 備考：フレキシブルな	○ 改定案文をご参照ください。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
17.	中川 武	3.1	3	E	認定範囲(fixed scope)	全角括弧を使用していないが、括弧の中が英単語だからか。修正を検討いただきたい。	○ 改定案文をご参照ください。
18.	中川 武	3.1	4~5	E	固定された認定範囲は、・・・定義された記述によって表現された認定範囲である。	されたが3か所連続しており読みづらい。 記述よって⇒記述によって。 後半は、…明確な定義で記述される認定範囲である。に置き換えられないか。	○ 序文の記述に合わせ、「固定された」を「固定型の」に変更しました。それ以外にそのまま採用させていただきました
19.	中川 武	4.4	2	E	授与するかどうか	授与するか否か ※RL200 など JAB の他の文書と統一する。	○ 改定案文をご参照ください。
20.	中川 武	5.1	1	T	設計及び実施プロセス	4.2 項の記述に合わせて、設計／開発にしなくてよいか。	○ 改定案文をご参照ください。
21.	中川 武	5.1 c)	1	T	設計及び実施プロセス	4.2 項の記述に合わせて、設計／開発にしなくてよいか。	○ 改定案文をご参照ください。
22.	中川 武	5.1 d)	1	T	設計及び実施プロセス	4.2 項の記述に合わせて、設計／開発にしなくてよいか。	○ 改定案文をご参照ください。
23.	中川 武	4.2	3	T	「管理及び業務実施能力」は 5.1 c) d) の実施プロセスの能力と対応していると思われるが、対応関係が明確でない。	業務実施能力 の表現が 5.1 と対応するよう変更する。	○ 「十分な管理及び業務実施能力」を「適合性評価活動の十分な管理及び実施能力」に変更します。 併せて、5.1 項の主文に次を挿入しました。 「フレキシブルな認定範囲における適合性評価活動に関し、」 改定案文をご参照ください。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
24.	中川 武	5.1 g)	1	E	透明性をもち	透明性を持ち	○ 改定案文をご参照ください。
25.	中川 武	5.4	4	E	確実にする必要がある：	： は。(句点) でなくてもよい か。	○ 改定案文をご参照ください。
26.	中川 武	5.4 b)	1	E	通知すること (例	通知すること。(例 ※RL200 など JAB の他の文書と統一する。	○ 改定案文をご参照ください。
27.	中川 武	5.4 c)	1	E	必要なすべての	必要な全ての ※RL200 など JAB の他の文書と統一する。	○ 改定案文をご参照ください。
28.	中川 武	5.4 f)	1	T	設計及び実行プロセス	5.1 c) d) の表記と統一が必要ではないか。	○ 「設計/開発及び実施プロセス」に変更しました。
29.	中川 武	5.4 g)	1	E	CAB のすべての	CAB の全ての ※RL200 など JAB の他の文書と統一する。	○ 改定案文をご参照ください。
30.	中川 武	5.7	3	E	以下が含まれる：	以下が含まれる。	○ 改定案文をご参照ください。
31.	中川 武	5.7 c)	2	E	必要があるかどうかを	必要があるか否かを	○ 改定案文をご参照ください。
32.	中川 武	6	3	E	認定審査の方針は次のとおりとする。	認定審査の方針は、次のとおりとする。 (文章が長いので、読点を加える)	○ 改定案文をご参照ください。
33.	中川 武	6.1	2	T	設計、開発、実施段階に	4.2、5.1 c) d) との標記の統一を図る。	○ 「設計/開発及び実施段階」に変更しました。
34.	中川 武	6.1	3	E	立会の組み合わせ	立会の組合せ ※RL200 など JAB の他の文書と統一する。	○ 改定案文をご参照ください。
35.							

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」又は「E (編集上のコメント)」の区分をご記入ください。